



税に関する中学生の作文

公益社団法人府中法人会 会長賞

神石高原町立三和中学校 3年 渡邊 諒恭

「税を納めるすべての人へ」

近年「税をなくそう」という意見を政党や国民が発言していると思う。たしかに税は、買う商品、相続するもの、自動車、たばこなど存在するもののほとんどに発生する。税が発生しないものはないと言った方が正しいかもしれない。しかし、これほど多くの人々から税をとるといことは何か大きな意味があるはずだと考えた。今回は、「税をなくす」ということが社会にどのような影響を与えるのか考えてみた。

まず、税はどのように使われるのか。税は教育、文化の復興、医療・福祉、まちづくりなど様々なことに使われる。また、国民からとったものであるため、もちろん国民すべてに平等に使われる。しかし、こういった見方もできる。例えば、「僕は病気やケガにならないから病院にあまり行かない」「私は、社会人であって学校には行かない」など、税を納めてはいるがその機関を利用しなければ不平等ではないか。確かにそれは不平等であると私も思った。ならば税をなくして機関を利用するとき個人で料金を支払えばよいのではないかと考えた。

しかし、病気やケガ、火事、犯罪など、いつ誰がまきこまれてもおかしくない。また、消防や警察などが有料になってしまうと日本全体に影響が出ると考えた。もし警察が有料になってしまうと、ひったくりや犯罪に遭遇したとき、警察に通報し、助けを求めるとお金がかかってしまうという理由で通報せずそのままにする。そうすると、警察にはつかまらないという理由で犯罪が増加する。結果として、治安が悪くなり、観光客などが減少し、日本の経済も落ちこんでしまうのではないかと考えられる。また、義務教育が有料になってしまうと、経済的に苦しい家庭の子どもたちは学校に行くことが難しくなり、これからの日本を担う子どもたちが公平な教育を受けることができないということになってしまうかもしれない。

ここまで「税をなくす」ということについて考えてきた。もしも税がなくなると日本は大きな影響をうけるということをつまえて、税とは今の日本を守り、これからの日本を守るものであると考える。また学校などは大人の人々も昔は通っていたため、今通っていないのに税を納めているのは不平等ではないかというのは少し矛盾であると思う。

最後に近年は政治家の税の使い方について話題になっており「税はいらない」という悪いイメージがあるかもしれないが、私たちの生活は税によって守られており、これからの日本に対しての投資であるという思いを国民が持つことで税は今よりもさらに良いものになっていくのではないだろうか。

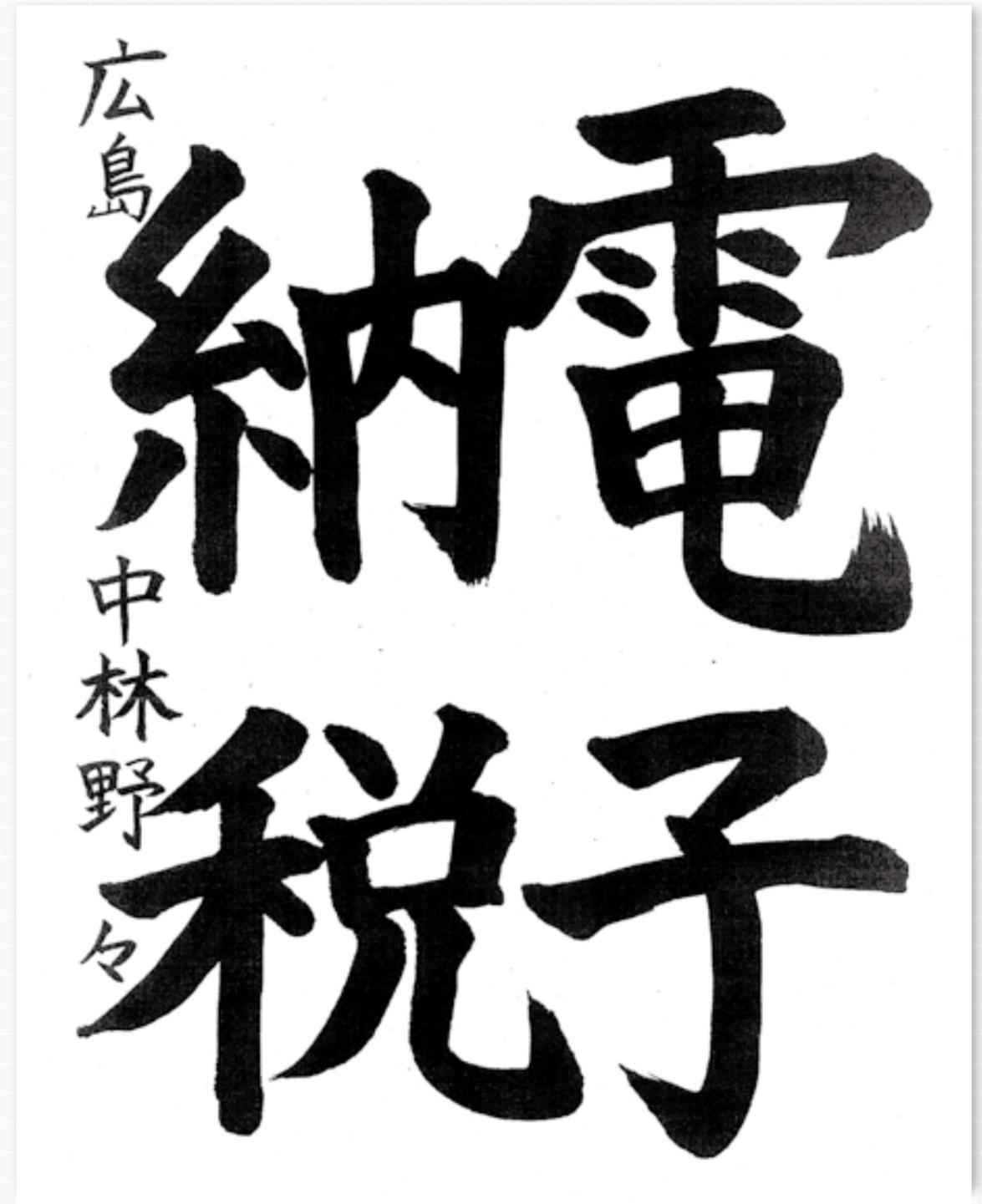


税に関する中学生の習字

公益社団法人府中法人会 会長賞

府中市立府中学園 7年 中林 野々

電子納税



喜多流 大島能楽堂

能楽体験発表会

府中市立旭小学校6年生



令和4年
10月22日
土曜日

開会式 / 10:30~10:50

公演 / 10:50~11:10

出演 / 6年生児童39名

演目 / 「羽衣」

講評 / 喜多流 大島能楽堂 大島衣恵先生

主催 / 公益社団法人 府中法人会 (女性部会)



能について

能は歌と舞と詞とが溶け合っ一つになった音楽劇で、オペラやミュージカルに近い存在です。能面と呼ばれる独特の面（おもて）を使う仮面劇でもあります。古くから伝る伝説、源氏物語、伊勢物語などの文学作品、平家物語などから題材を得ています。

室町時代（1338年～1573）のはじめ、足利義光將軍の手厚い庇護を受けた観阿弥・世阿弥父子が、それまであった猿楽や田楽などを洗練し集大成したものです。信長、秀吉、家康なども愛好し、江戸時代には幕府の式楽（徳川幕府が認定した芸能）として全国に広まりました。

また、2001年には世界無形文化財に登録され、世界からも関心を寄せられている芸能です。



紙芝居と笛により能楽のイメージを伝えられました。



能の大成者 世阿弥（ぜあみ）の説明



大島衣恵先生の海外公演（フィンランド）



府中市立旭小学校 体育館にて練習



発表会当日 浴衣と袴を身に着けると見違えるほど素晴らしい舞いと詩に驚きました

第12回府中 学びフェスタ 税金クイズ

10月22日(土)に第12回府中学びフェスタが開催されました。
府中法人会も税務団体連絡協議会として参加し「税金クイズ」をして小学校・中学校の児童・生徒と有意義な時を共有しました。

【第12回テーマ】 **つなごう つながろう 府中の和**
～学校・家庭・地域で共に育てよう～



i-core FUCHU (府中天満屋2F)



府中税務団体連絡協議会役員(5団体)

中国税理士会

税理士名簿

令和4年12月現在

氏名・名称	〒	事務所・所在地等	電話	摘要
有地 伸剛	726-0003	府中市元町445-1 府中商工会議所会館 3F	0847(47)1066	
伊吹 涉	726-0011	府中市広谷町877-6	0847(46)3145	
占部 圭祐	726-0013	府中市高木町449-4	0847(45)5702	
漆原 正興	726-0032	府中市出口町1185	0847(40)1122	
小川 健治	726-0021	府中市土生町1492-1	0847(41)2425	
河村 希美	726-0013	府中市高木町454	0847(45)7556	
河村 万紀子	726-0004	府中市府川町133	0847(46)3570	
小林 聖司	726-0011	府中市広谷町800-1	0847(45)1155	
皿海 茂樹	726-0012	府中市中須町418-1	0847(52)5334	
能島 健治	726-0033	府中市目崎町117-1	0847(41)4638	
前岡 大	726-0005	府中市府中町110-19	0847(45)7000	
石原 稔	729-3101	福山市新市町戸手39	0847(52)3148	
石原 広一		同所 石原 稔事務所		
鈴岡 秀昭		同所 石原 稔事務所		
水谷 旭秀		同所 石原 稔事務所		
栗原 康雄	729-3101	福山市新市町戸手2331-19	0847(52)5866	
小林 清	729-3101	福山市新市町戸手767-1	0847(51)4012	
川本 徳久	729-3101	福山市新市町戸手2321-6	0847(51)2539	
千葉 時博	729-3102	福山市新市町相方506-1	0847(51)3898	
縄 雅晋三	729-3101	福山市新市町戸手165-3	0847(52)5744	
浅尾 隆司	720-1142	福山市駅家町上山守165-1-5	084(982)8959	
石井 保江	720-1143	福山市駅家町下山守154	084(976)0194	
河村 尚	720-1131	福山市駅家町万能倉1404-18	084(976)1366	
河村 珠美		同所 河村 尚事務所		
佐々木 貴広	720-1141	福山市駅家町江良409-1	084(976)4802	
高山 茂樹	720-1132	福山市駅家町倉光421-9	084(976)5586	
館上 清人	720-1131	福山市駅家町万能倉12-16	084(972)3699	
建部 祥治		同所 館上 清人事務所		
門田 博嗣	720-1145	福山市駅家町今岡86-4	084(976)2766	
平井 秀行	729-3601	神石郡神石高原町相渡6532-4	0847(87)0272	
税理士法人 あじさい会計	726-0013	府中市高木町281-2	0847(45)3628	
唐川 滋行		同所 税理士法人 あじさい会計		
唐川 尚之		同所 税理士法人 あじさい会計		
税理士法人 田邊会計事務所	726-0004	府中市府川町100-5	0847(45)3830	
田邊 知士		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
沖本 秀幸		同所 税理士法人 田邊会計事務所		
税理士法人 二宮事務所	720-1133	福山市駅家町近田1064-6	084(976)3711	
二宮 浩樹		同所 税理士法人 二宮事務所		
近藤 善郎		同所 税理士法人 二宮事務所		
二宮 広子		同所 税理士法人 二宮事務所		

中国税理士会 府中支部

『税理士記念日』—無料相談実施日
令和5年2月22日(水)

府中法人会マイナンバーカード出張申請 大企業で取得率向上を図る

令和4年9月28日に目崎町のリョービ(株)で府中、福山両市の職員の支援でマイナンバーカード申請手続きを行いました。

9月12日から計5日行われ、最終日のこの日は小野申人府中市長、貝原潤司法人会会長、北川宏法人会所管部会部会長、田中 薫府中税務署長が会場を訪れ、申請の様子を視察しました。

(株)北川鉄工所は令和3年4月20日から6月10日にかけてマイナンバーカードの出張申請をして頂きました。

従業員の方からは、会社を休んで市役所に行かなくてもよいし、カードが郵送されるので、取りに行かなくてもよいので、ありがたいとの好評を頂いております。



リョービ(株)の一室をお借りして、府中市・福山市の職員が申請手続きのサポート



令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに!

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、**令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 
をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンターなどをご案内しております

法人県民税・事業税の納税証明について

県税の納税証明書（一般用）の申請手続き

証明の種類	納付税額証明書	未納なし証明書
証明の内容	申請のあった税目、年度等についての税額、納付済税額、未納税額の証明 (建設業の許可申請、決算変更届など)	納付すべき県税について、延滞金、加算金等も含めて未納がない証明 (入札参加資格申請、融資の申請など)
請求・交付場所	広島県内の県税事務所(本所・分室) 【受付時間:8時30分～17時】 ※いずれの事務所でも交付できますが、管轄以外の法人の場合は時間がかかる場合があります。	
提出書類	納税証明書・県税に関する証明書交付請求書 (用紙は広島県ホームページからダウンロードできます。)	
請求に必要なもの	1 代理人が請求する場合は、交付請求書の委任者欄又は委任状への記入・押印(委任者が法人の場合は、登録された代表者印) ※ご家族や従業員の方が来られる場合も委任状等が必要です。 2 請求者(窓口に来られた方)の身分証明書(運転免許証、パスポート等) 3 県税申告書の写し(申告納期限の翌月15日までに請求する場合) 4 領収証書の原本(納税後2週間以内に請求する場合)	
証明手数料	事業年度、税目ごとに1件につき 400円	1件につき 400円
その他	詳しくは広島県ホームページで確認してください。 広島県 納税証明 検索	

納税証明 Q&A

問 【事前確認】 県税の納税証明書を交付請求に行きます。何か確認しておくことがありますか？
答 県税の納税証明書は、「税額を証明するもの」と「未納がないことを証明するもの」の2種類あります。証明が必要な内容により、交付する納税証明書が異なります。「何を証明する証明書が必要なのか」を提出先(納税証明書を求めている機関)によく確認のうえ交付請求してください。

問 【請求時期】 申告期限後であれば、いつでも交付してもらえますか？
答 申告期限直後は、電算処理が完了していないため、交付までに長時間お待たせする場合があります。申告期限の翌月16日以降に交付請求していただく、比較的短時間で交付することができます。申告期限の翌月15日までに請求する場合には、申告書の写し及び領収証書の原本などの持参をお願いします。

問 【本人確認】 請求者(窓口に来られた方)の本人確認はどのようにされていますか？
答 なりすましやその他の不正な手段による請求を防止するため、請求者(窓口に来られた方)については、運転免許証など顔写真付き証明書は1点、健康保険証など顔写真のない証明書は2点を提示していただき本人確認をしています。請求者は必ずご持参いただくようお願いいたします。

問 【従業員請求】 従業員が交付請求することができますか？
答 従業員が請求する場合には納税義務者(法人)から従業員への委任状が必要となります。交付請求書の委任者欄又は委任状への記入・押印(代表者印)が必要となり、また、請求者(窓口に来られた従業員)の本人確認ができる書類(運転免許証等)の提示も必要となります。

問 【郵送請求】 郵送で交付請求することができますか？
答 郵送で交付請求することも可能です。但し、交付請求書以外に、本人確認書類(写)や手数料(定額小為替)、返信用封筒(切手貼付)などを同封して郵送していただく必要があります。不備が生じないようできるだけ事前に、最寄りの県税事務所に電話確認のうえ請求していただくようお願いいたします。

【問合せ先】 東部県税事務所(税務管理課) 電話:084-921-1301

編集後記

広報委員 宗藤 正典

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。
 長引くコロナ禍。昨年は2022FIFAワールドカップで勇敢に戦う青きSAMURAIに、勇気と感動をもらいました。あきらめない!この気持ちを刻み、今年も逆境に果敢に挑戦していきましょう。
 本年が皆様にとって良い年となることをご祈念申し上げます。

「法人ふちゅう」編集委員

西原 俊行 (広報担当副会長)	
※五十音順	
石田 勝昭	佐藤 ミユキ
江草 和広	宗藤 正典
河村 勝志	持井 盛利
橘高 寛二	門田 泰一

がん保険にできることを、もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント 1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント 2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

アフラックのよりそうがん相談サポーターがさまざまな悩みの解決をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、**がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチーム**です。お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消をサポート**します。



(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
 アフラック広島総合支社
 〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ!

No.1 アフラックがん保険・医療保険保有契約件数
 令和3年版 インシユアランス生命保険統計号